

災害対策基本法に基づく「指定公共機関」の指定および「防災業務計画」の策定について

記者各位

当社(社長:杉森 務)は、2015年4月1日付で、災害対策基本法第2条第5号の規定により、内閣総理大臣から「指定公共機関」として指定され、このたび、同法第39条第1項に基づき、当社の防災への取り組みや災害発生時の防災体制を定めた「防災業務計画」を策定しましたので、お知らせいたします。

この防災業務計画は、石油製品の供給に係る「災害予防」、「災害応急」および「災害復旧」のための業務計画を定め、当社が円滑かつ適切な災害対策を行うことを目的として策定しております。

当社は、石油製品をはじめとするエネルギーの供給を担う企業として、大規模地震を踏まえた事業継続計画(BCP)を策定するなど、これまでも災害時における石油製品の安定供給に向けた体制の構築を進めてまいりましたが、このたびの「指定公共機関」の指定を受け、更なるサプライチェーンの強化に努めるとともに、関係官庁ならびに地方自治体との連携強化に取り組み、引き続き、エネルギーの安定供給に努めてまいります。

以上

<ご参考>

当社危機管理／総合防災対策(当社HP):<http://www.noe.jx-group.co.jp/csr/management/risk/crisis.html>

● 別添資料

 [防災業務計画](#) (PDF:837.5 KB/15ページ)